

各界の提言等に現れた司法制度改革に関する論点

第1 制度的インフラ

1. 国民がより利用しやすい司法制度の実現

(1) 国民に対する司法情報提供の在り方

国民への法律ないし司法制度に関する情報提供システムの整備

(2) 裁判外紛争処理解決システムの多様化等

紛争発生から解決までのプロセスを踏まえたシステムの整備
裁判外紛争処理機関（民間 ADR、調停等の裁判所内 ADR、独立行政委員会等の行政型 ADR 等）の拡充・強化

裁判手続と ADR との連携強化

専門家、実務家の裁判外紛争処理解決システムへの関与

事前の法的アドバイスなど民事紛争予防のためのシステムの確立

(3) 弁護士へのアクセス改善（国民にとって身近な弁護士の存在）

弁護士数 後掲第 2-1.(1)の「法曹人口の増加」の問題と重複

弁護士の法律相談制度の拡充

弁護士の地域偏在の解消

弁護士に関する情報提供（例えば、弁護士の業務広告の制限の見直し、弁護士会広報の充実等）

前掲第 1-1.(1)の「国民に対する司法情報提供の在り方」の問題と関連

弁護士の営業許可制度の改善

弁護士による公益的活動の充実

事務所の組織力・継続性の強化、弁護士執務の共同化（例えば、法律事務所の複数化・法人化等）

総合的法律・経済関係事務所の在り方

公設事務所の設置

(4) 隣接法律専門職種等との協力関係、役割分担の在り方

司法書士、弁理士、税理士、行政書士等の隣接法律専門職種の活動分野の拡大

総合的法律・経済関係事務所の在り方（前掲）

企業の法律実務担当者の活動範囲の拡大

(5) 法律扶助制度の拡充

民事または総合的法律扶助制度の拡充

刑事被疑者弁護への公的扶助制度の導入

後掲第 1-3.(1)アの「被疑者の国選弁護制度（公的弁護制度）」との関連。

少年保護事件の付添人扶助制度

(6) 裁判の迅速性・充実化

ア 手続

訴訟指揮の徹底

訴訟関係人の訴訟運営に対する意識改革の必要性

証拠手続の見直し（例えば、米国のディスカバリー制度の検討等）

審理期間が長い医療過誤、建築工事、知的財産権事件等での改善

少額事件の円滑かつ効果的な処理

民事執行制度、倒産処理手続の整備・充実

民事特定訴訟類型についての争点整理手続の整備

ラウンドテーブル法廷の促進

イ 裁判機構等に関する改革

裁判官数 後掲第 2-1.(1)の「法曹人口の増加」の問題と重複

専門裁判所の設置（労働裁判所、特許裁判所等）の設置

簡易裁判所の数及び設置の在り方、少額訴訟裁判所の設置

裁判所専門部の増加、処理能力の拡充

知的財産権事件に関する処理体制の充実（裁判所、弁護士の専門性の充実強化）

家庭裁判所の機能の充実

裁判所における受付相談窓口の充実（書記官による手続教示等）

休日、夜間における開廷の是非の検討

非法曹専門家の活用 後掲第 1-2.(4)のと重複

裁判機能とそれを支えるサービス機能（情報化、法廷管理、記録管理等）の分離と組織化

法律事務所の体制強化

法曹人口の増加 後掲第 2-1(1)の「法曹人口の増加」と重複

設備の近代化・情報化等

(7) 行政に対する司法審査手続の在り方

行政事件の活性化のための方策

司法の行政に対するチェック機能の強化

(8) 違憲立法審査権の行使の在り方

違憲立法審査権の活性化、充実・強化

(9) 消費者等の保護と司法制度・法制度

消費者団体等による差止訴訟制度の検討

被害者の集団的救済（例えば、選定当事者制度（現行の活用）、クラスアクション、消費者団体等による損害賠償請求訴訟等）

弁護士費用の敗訴者負担制度の検討

(10) 司法予算の拡大

裁判官、検察官等司法関係者の増員と関係施設の拡充

裁判所予算・法務省予算の（抜本的）拡充

2. 国民の司法制度への関与

(1) 陪審制

(2) 参審制

(3) 非常勤裁判官

(4) 非法曹専門家の活用

非法曹専門家の裁判等における活用

職業裁判官以外の裁判官の採用

専門家、実務家の裁判外紛争処理解決システムへの関与（拡充）

(5) 調停制度・検察審査会制度等の充実

(6) 最高裁判所裁判官の任命や国民審査の在り方と国民の関係

3. 人権と刑事司法との関係

(1) 刑事手続

ア 捜査手続等

組織犯罪、銃器犯罪、薬物犯罪、国際犯罪、コンピュータ犯罪その他社会の不安を脅かす犯罪や公正で円滑な経済活動を阻害する経済事犯などに対する的確な対応

被疑者の国選弁護制度（公的弁護制度）

前掲の第 1-1.(5)の「刑事被疑者弁護への公的扶助制度の導入」の問題との関連
被疑者弁護活動の在り方

接見交通権の確保

取調べ立会権、被疑者取調べ状況の可視化

起訴前保釈制度

起訴前証拠開示制度

刑事免責制度

代用監獄制度

イ 公判手続等

複雑重大な刑事裁判の迅速化

証人保護制度

公判段階における全面的証拠開示

保釈制度の運用

証人尋問中心の審理への改革

検察官の上訴制限

ウ その他

国際人権規約上の人権について司法官・法務官に対する教育システム

国際的な水準に合致した被拘禁者処遇と拘禁施設の実現

再審の門戸を開くための証拠開示

(2) 少年審判手続の改革

国選弁護士付添人制度

対審的構造の導入

(3) **犯罪等の被害者救済システムの実現**

被害者等通知制度の実効化

犯罪被害者補償制度の確立

刑事手続における被害者保護

第 2 人的インフラ

1. 法曹人口と法曹養成制度

(1) 法曹人口の増加

法曹の求められる活動範囲

法曹人口の拡大と法曹の質の確保との関係

隣接法律専門職種等との協力関係、役割分担の在り方（前掲）

(2) 法曹養成制度の在り方

ア 一般的事項

法曹の質の確保の必要性、そのための教育と養成の手法の在り方

イ 大学・大学院における法学教育

法曹養成のための専門教育の課程を修了した者に法曹への道が円滑に開ける仕組み（例えば、ロースクール構想等）の検討

大学における法学教育の在り方（例えば、法律実務家の講師登用等をはじめとする法学教育と実務の連携等）

法曹の質の確保等の観点から、司法試験・司法修習制度と大学教育との関係の緊密化

ウ 司法試験制度の改革

司法試験合格者の増加

司法試験の試験科目の在り方（例えば、労働法、行政法等の法律選択科目の復活等）

法曹養成のための専門教育の課程を修了した者（例えば、ロースクール修了者）と司法試験との関係

エ 司法修習等の在り方

法曹の質的強化のための修習制度の充実（例えば、専門分野（労働法等）の強化、実務修習の充実、社会研修の実施等）

養成数に対応する司法修習の在り方

法曹養成のための専門教育の課程を修了した者（例えば、ロースクール修了者）と司法修習との関係

オ 法曹資格取得後の継続教育の重要性

(3) 法曹資格付与の在り方

司法試験合格後一定期間の法律実務を経た者に弁護士資格を付与すること

研修弁護士制度の採用の検討

(4) 簡裁判事、副検事、裁判所職員（書記官、執行官）、検察事務官の増員及び待遇改善

2. 法曹一元

(1) 裁判官の任用と人事制度の在り方

ア 裁判官の任用・人事制度

裁判官任用方式（キャリア裁判官制度）の在り方

任官審査の在り方（透明化等）

裁判官の評価システム

判事・検事の人事交流の在り方

裁判官の全国的な配置 - 過疎地等における裁判官配置の在り方

弁護士任官制度の活性化

非常勤裁判官

司法行政の在り方

イ 裁判官の執務条件

報酬等の待遇改善

市民的自由の保障

ウ 裁判官の研修と質の向上

研修内容の充実

エ 最高裁判所裁判官

国民審査の在り方

内閣による任命の在り方

(2) 法曹人口の増加

(3) 弁護士の地域偏在の解消

(4) 弁護士の質の向上

弁護士研修体制の充実

法律事務所の規模の拡大・法人化等による弁護士の専門性の向上

弁護士に対する国民の信頼度の向上

公益的活動の充実

(5) 弁護士業務の在り方

ア 弁護士の職域拡大

イ 弁護士業務に関する規制について

兼職禁止の解除

弁護士の業務広告の制限の見直し（前掲）

弁護士の営業許可制度の改善（前掲）

ウ 法律事務所のあり方（前掲）

事務所の組織力・継続性の強化、弁護士執務の共同化（例えば、法律事務所の複数化・法人化等）

総合的法律・経済関係事務所の在り方

公設事務所の設置

(6) 弁護士の業務活動の適正化

弁護士倫理の徹底

弁護士会員に対する綱紀懲戒手続の在り方（充実・強化、適切な運用）

第3 その他

1. 国際化への対応

アジア諸国に対する法制度整備等の支援の拡充

国際司法共助の整備・強化

司法通訳制度の整備

国際的人権保障（積極的に参加協力）

国際仲裁の活性化（法制の整備、仲裁人の養成、国際仲裁センターの充実、既存の国際仲裁機関に係関係機関等を加えた連絡協議会の設置等）

法律の専門知識の向上（国際社会の標準）

訴訟法の国際的共通化

2. 基本法制に関する立法

法制審議会の審議の在り方

3. 司法改革の進め方

法曹三者協議の在り方

法曹三者合意に関する国会附帯決議の見直し

4. 司法についての教育

初等中等教育における（司法）教育の在り方

国民の司法に対する意識改革

法律の専門知識の向上（国際社会の標準）（前掲）